

# 中心市街地の活性化やまちづくりに取り組む 熱意のあるグループの皆さまを応援します！

## 令和元年度 小グループまちなか活動支援事業

●民間活力による中心市街地の賑わい創出や、まちづくり担い手の育成を目指して中心市街地の活性化につながる活動に取り組むグループに対し、その活動費の一部を支援します。

### 対象条件

以下の要件を全て満たすグループとなります。

(1)	グループは、既存の団体ではなく、個人の集まりであること。 (団体の有志により、構成されるグループも可)
(2)	グループの構成員の人数は、2人以上であること。
(3)	中心市街地に居住する方、中心市街地に不動産を所有する方、または中心市街地において事業を営む方のいずれかが、グループの構成員として1人以上所属していること。
(4)	代表者が明らかであること。但し、代表者は成年者であり、他のグループの代表者を兼務することはできません。
(5)	補助対象事業の収支を管理していること。

### 注意事項

- ・中心市街地の活性化に寄与すること。
- ・白河市から別途補助金交付等を受けていないこと。
- ・既存の団体の本来の活動と同一でない、または本来の活動に含まれないと認められること。
- ・事業の効果が特定の個人、団体、および集団のみに帰属しないこと。
- ・事業の実施に際し行政庁等の許認可を必要とする場合は予めその許認可を受けている、又は受けることが確実に見込まれていること。
- ・必要な手続きを行わずに補助金を受給したり不正に受給したりした場合は補助金の返還を求められることがありますのでご注意ください。

・単年度で完了する事業であること。

### 補助金額等

補助上限	<b>50万円</b> (但し、補助対象経費該当分に限る) ※対象経費の詳細は市HPをご覧ください。
支払方法	原則、事業完了後とします。 ※事業内容により、補助金の全部又は一部を概算払いすることもできます。

### 募集期間

令和元年5月27日(月)から随時募集。

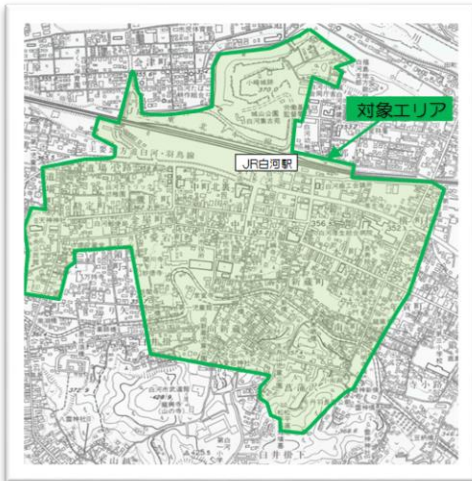
ただし、予算額に達した時点で終了となります。

### 対象事業

以下の項目のいずれかに該当する事業となります。

事業	内容	例
景観形成事業	商店街や主要な通りの景観形成等によりまちのイメージアップを図る事業	・店舗の外壁や工作物の整備 (色彩の統一や看板等の設置など) ・周辺道路を活用した景観形成
商店街魅力創出事業	商店街や個店の連携、機能強化、売り上げ増加などに寄与する事業	・商店街の統一ブランドの開発 ・農商工連携による商品の開発
情報発信事業	中心市街地に関するまちの情報やイベント情報などを発信する事業	・まちなかPRの番組制作やネット配信 ・情報誌等の作成・配布
交流拠点設置活用事業	中心市街地の住民を始めとした多様な人々との交流を可能にする機能を創出し、中心市街地に賑わいをもたらす事業	・空き店舗や空き地を活用した交流拠点づくり ・こども食堂のような非常設型の施設などによるソーシャルビジネス

## 対象エリア



第3期白河市中心市街地活性化基本計画区域内で行われる事業が対象です。

### 対象エリア内の町

愛宕町、大手町、上ノ台、勘定町、新蔵町、大工町、鷹匠町、手代町、天神町、中町、八幡小路、袋町、南町、本町、本町北裏、横町

### 一部が対象エリアの町

会津町、一番町、円明寺、郭内、金屋町、菖蒲沢、東前町、道場小路、道場町、白井掛、白井掛下、二番町、向新蔵、巡り矢、四ツ谷

## 手続きの流れ

### 申請手続き

#### ①事前相談

- 応募にあたっては、提出書類を持参の上、必ずまちづくり推進課へ事前に相談してください。
- 補助対象事業としての要件を満たしているか、事業を実施するにあたって関係する部署等との協議が必要かどうか、事業のスケジュールや収支予算の内容に問題はないかなど、事前に確認及び協議させていただき、必要に応じ修正等を行っていただきます。

※提出書類は市HPからダウンロードすることができます。

#### ②審査

関係団体で構成される審査会にて書類審査を行い、要件に適合しているか審査します。

#### ③認定決定

審査を通った方には、認定通知書をお渡しします。

#### ④交付申請

必要書類を提出して頂きます

#### ⑤交付決定

審査を通った方には、交付決定通知書をお渡しします。

#### ⑥事業着手（～令和2年3月）

着手日に着手報告書（第10号様式）を提出して頂きます。

#### 【提出書類】

- 受給資格認定申請書（第1号様式）
- 事業計画書（第2号様式）
- 収支予算書（第3号様式）
- ※備品等については見積書を添付して下さい。
- 小グループ構成員名簿（第4号様式）

#### 【提出書類】

- 交付申請書（第7号様式）
- ※認定決定の際に、事業計画見直しの指摘があった場合には、修正後の事業計画書を添付してください。

### 請求手続き

#### ①事業実績報告

事業完了後、必要書類を提出して頂きます。

#### ②審査

提出書類等により、適正に事業が実施されたか審査します。

#### ③交付確定

審査を通った方には、交付確定通知書をお渡しします。

#### ④請求

請求書（第17号様式）に記入・押印の上、提出してください。

#### ⑤お支払い

補助金を一括して、振り込みます。

#### 【提出書類】

- 実績報告書（第13号様式）
- 完了報告書（第14号様式）
- 収支決算書（第15号様式）
- 支出を証明できる書類の写し
- 実施状況を撮影した書類

## お問い合わせ先

白河市役所 まちづくり推進課 まちづくり推進係  
【電話】0248-22-1111（内線2743）【FAX】0248-24-1854